

2020年12月24日

消費者庁 表示対策課 御中
厚生労働省 医薬・生活衛生局 御中
経済産業省 消費者相談室 御中

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：松田
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目 2 番 4 号
椿本ビル 5 階 502 号室
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

要 望 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されております(組織概要については、当団体のウェブサイトをご参照ください。)

当団体は、貴省、貴庁に対し、以下のとおり要望いたしますので、ご検討の上、適切にご対処いただきますようお願い申し上げます。

第1 要望事項

一般社団法人日本サメ軟骨普及協会(札幌市西区西町北4丁目2番16号)に対し、サメ軟骨由来成分を含有するいわゆる健康食品が変形性膝関節症の症状改善に効果があるかのように表示する広告を行わないよう、必要かつ適切な行政調査及び行政指導等の適切な措置を行うこと

第2 要望の理由

1 一般社団法人日本サメ軟骨普及協会が行う新聞折り込み広告の実態

当団体が把握するところによれば、一般社団法人日本サメ軟骨普及協会(以下「協会」という。)は、滋賀県内の新聞に、しばしば、サメ軟骨由来成分を含有するいわゆる健康食品が変形性膝関節症の症状改善に効果があるかのように喧伝する折り込み広告を出している。

また、国民生活センターに寄せられた相談事例から見ても、同種の新聞折り込み広告が、全国で実施されていることが明らかである。

これらの広告には、変形性膝関節症について「ヨシキリザメ軟骨の驚異的效果」「痛みが取れる」など、ヨシキリザメ由来成分を含むいわゆる健康食品に、変形性膝関節症等の病気による症状を改善する効能・効果があるかのような表現が記載されている。

しかしながら、これらの広告には、ヨシキリザメ由来成分を含むいわゆる健康食品を購入するための情報は掲載されていない。広告を見た消費者は、この広告を見て直接商品を購入することはできず、いったん協会に電話で問合せをする必要がある。

2 当団体による調査の結果

当団体がこれまでに調査したところによれば、消費者が協会に電話で問合せをすると、電話対応のスタッフは当該消費者の氏名等を聞き取り、いったん電話が切られる。

その後、当該消費者に対し、別の組織から折り返しの電話があり、その電話において、ヨシキリザメ由来成分を含むいわゆる健康食品の販売のための勧誘が行われる。消費者の中には、数十万円分の商品を購入させられた者もいる。

協会が、折り込み広告を使って消費者に電話を掛けさせ、これによって取得した個人情報を販売業者に渡して、電話勧誘の便宜を図っていることは明らかである。

協会が情報収集だけを目的とした団体だとすると、どこからも収入を得ることはできないはずである。しかし、新聞折り込み広告に要する経費は膨大であり、協会が何らかの収入を得ていなければ、広告を反復継続することは不可能である。したがって、協会は折り込み広告を通じて取得した個人情報を販売業者に譲渡していることは明らかで、このこと自体、個人情報保護法に違反する行為である。

3 一般社団法人日本サメ軟骨普及協会と株式会社バイオシャークゼネラルフーズとの関係

協会が取得した個人情報を譲渡する先は、株式会社バイオシャークゼネラルフーズ(埼玉県川越市中台 1-9-1。以下「バイオシャーク」という。)であると思われる。バイオシャークは、ヨシキリザメ由来成分を含有するいわゆる健康食品を販売する事業者である。

消費者の意識としては、自分が電話を掛けた先は協会であり、折り返しの電話も協会から掛かっているものと思い込んでいるケースが大半である。商品を購入した場合、その発送元を確認すれば、販売店を特定することが可能であるが、消費者は発送元を確認することに関心は薄く、また送り状も保管していないため、発送元を特定することができていないケースが多い。

ただし、当団体の聞き取り調査で、協会に電話を掛けたことを契機にいわゆる健康食品を購入したところ、バイオシャークから商品が届いたという案件を1件確認している。

4 景品表示法違反の疑い

景品表示法5条は、

「事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」

と定め、優良誤認表示を禁じている。

しかし、この規制は事業者が「自己の供給する商品」についての優良誤認表示を禁じるものであつて、商品の供給者でない者による優良誤認表示は直接の規制対象とならない。

協会は、この規制の谷間を狙って、自らは販売業者でないとの外観を利用して、折り込み広告を行っているものである。

しかし、協会は、実質的にはバイオシャークの広告部門として機能しており、バイオシャークと協会の関係は、以前問題となった、サン・クロレラ社とクロレラ研究会の関係に酷似している。

したがって、協会とバイオシャークとの関係が明らかとなれば、本件の表示も、景品表示法違反と評価できるはずである。

5 特定商取引法違反の疑い

特定商取引法12条は、

「販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の

申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」

と定め、誇大広告等の禁止を定めている。

しかし、この規制は通信販売業者に対する規制であることから、通信販売の方法により商品を販売していない業者や有償の役務提供をしていない業者による広告・表示は直接の規制の対象とはならない。

協会は、この規制の谷間を狙って、自らは販売業者でないとの外観を利用して、折り込み広告を行っているものである。

しかし、既に述べたように、協会は、実質的にはバイオシャークの広告部門として機能しており、バイオシャークと協会の関係は、以前問題となった、サン・クロレラ社とクロレラ研究会の関係に酷似している。

したがって、協会とバイオシャークとの関係が明らかとなれば、本件における協会の広告・表示も、特定商取引法違反と評価できるはずである。

6 医薬品医療機器等法違反の疑い

また、協会の折り込み広告は、明らかに未承認の医薬品の広告を行うものであって、医薬品医療機器等法に違反するものと考えられる。同法は、景品表示法と異なり、何人に対してもこのような広告を行うことを禁じている。

7 結論

以上のことから、変形性膝関節症等に苦しむ一般消費者が、誤った情報に基づいて、ヨシキリザメ由来成分を含有するいわゆる健康食品を購入することがないように、消費者庁におかれては景品表示法・特定商取引法に基づき、経済産業省におかれては特定商取引法に基づき、厚生労働省におかれては医薬品医療機器等法に基づき、それぞれ、必要かつ適切な行政調査並びに行政指導等の適切な措置が行われることを要望する。

以上

(添付資料)

- 1 2018年3月28日付け お問い合わせ
- 2 2019年12月24日、滋賀県内で京都新聞に折り込まれた広告チラシ
- 3 2020年5月28日、滋賀県内で京都新聞、朝日新聞に折り込まれた広告チラシ